

#### 4.5.2 日照阻害

環境影響評価の対象は、建築物等の存在による計画地周辺地域への日照阻害の影響とする。

##### (1) 現況調査

###### ア 調査項目

計画地及びその周辺における地形、日照状況及び日影規制の状況等を把握し、計画建物による日影が、計画地周辺の住環境に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 日照阻害の状況
- (イ) 地形の状況
- (ウ) 既存建物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

###### イ 調査地域・調査地点

###### (ア) 日照阻害の状況

計画地及びその周辺とした。

###### (イ) 地形及び地物の状況

計画地及びその周辺とした。

###### (ウ) 既設建物の状況

計画地及びその周辺とした。

###### (エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺とした。

###### ウ 調査期間・調査時期

###### (ア) 既設建物の状況

###### a 既存資料調査

調査期間は平成 30 年度とした。

###### b 現地調査

調査時期は以下のとおりとした。

2018 年 6 月 25 日（月）

## **エ 調査方法**

### **(ア) 日照阻害の状況**

「麻生区ガイドマップ 2018」等の既存資料の収集・整理により、計画地周辺における日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握した。

### **(イ) 地形及び地物の状況**

国土地理院発行の電子地形図等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の地形及び地物の状況を把握した。

### **(ウ) 既設建物の状況**

「ゼンリン住宅地図」等の既存資料の収集・整理及び現地調査により、計画地周辺の既設建物の位置及び高さ（階数）を把握した。

### **(エ) 土地利用の状況**

「土地利用現況図（麻生区）平成 22 年度川崎市都市計画基礎調査」等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。

### **(オ) 関係法令等による基準等**

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「建築基準法」
- ・「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の区域及び日影時間の指定
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

## 才 調査結果

### (ア) 日照阻害の状況

計画地は近隣商業地域であり、2階から4階の既存建物が存在するが、これらについては、本事業において解体する計画である。

計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況は、表4.5.2-1及び図4.5.2-1に示すとおりである。

計画地周辺には、南西側約250mに柿生記念病院、南西側約400mに麻生総合病院の医療機関があるほか、計画地北東側約180mに柿生保育園、柿生駅を隔て北西側約210mに柿生ルミナス保育園、北西側約100mにアスク柿生保育園の保育施設が、計画地南東側約350mに柿生中学校、柿生駅を隔て北西側約320mに柿生小学校の教育施設が分布している。

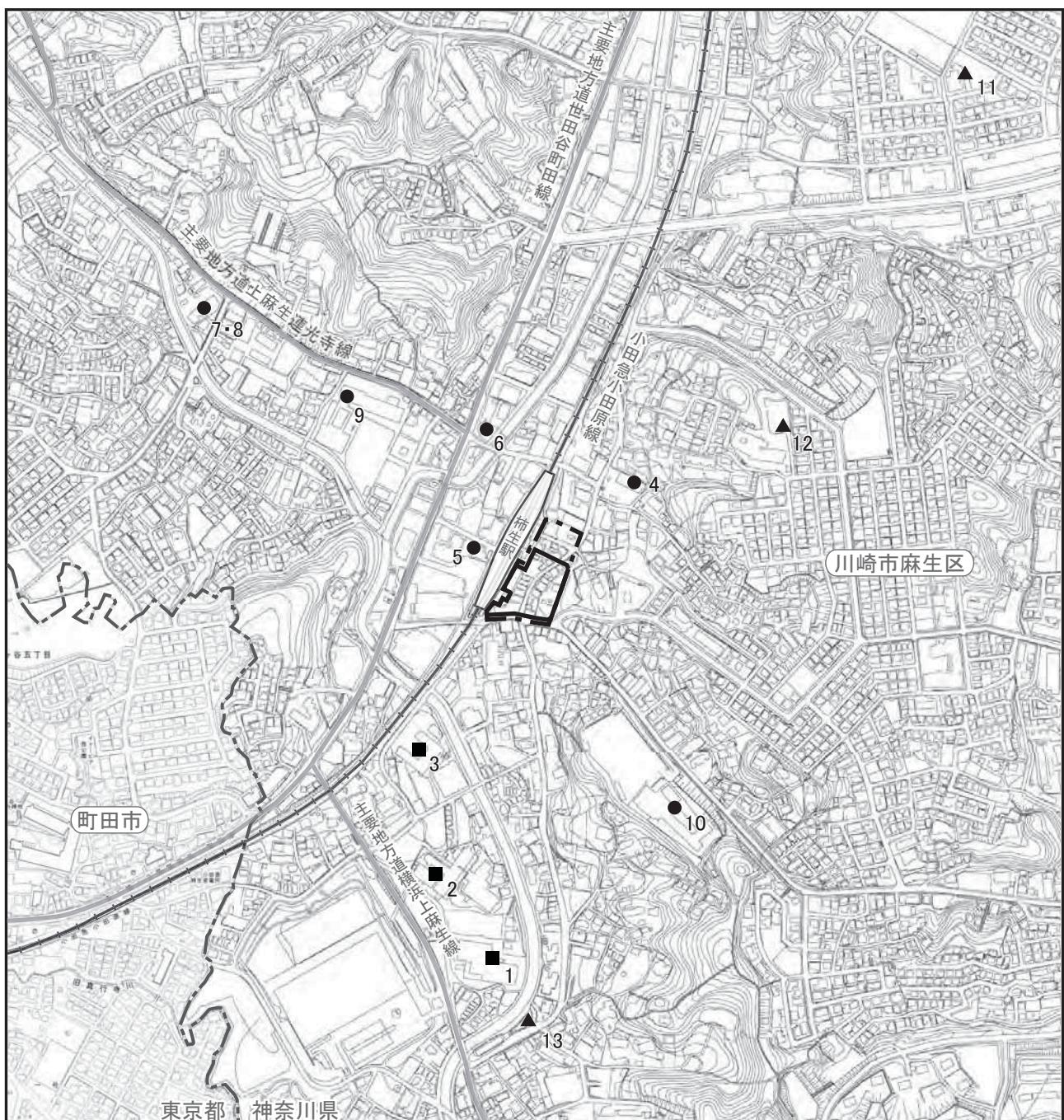
表4.5.2-1 日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況

区分	番号	施設名称
医療施設	1	麻生リハビリ総合病院
	2	麻生総合病院
	3	柿生記念病院
保育施設	4	柿生保育園
	5	アスク柿生保育園
	6	柿生ルミナス保育園
	7	くりの実保育園
	8	どんぐり保育園
教育施設	9	柿生小学校
	10	柿生中学校
福祉施設	11	麻生老人いこいの家
	12	柿生アルナ園
	13	ドリームボックス上麻生

注) 地点番号は図4.5.2-1に対応している。

出典:「麻生区ガイドマップ2018」

(平成30年3月、川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)



#### 凡 例

  : 計画地

  : 医療機関

  : 関連事業区域

● : 保育・教育施設

  : 都県界

▲ : 福祉施設



0 100 200 300m  
1:8,000

注)数字は表4.5.2-1の番号に対応している。

出典:「麻生区ガイドマップ2018」(平成30年3月川崎市麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

図4.5.2-1 日影の影響に特に配慮すべき施設等位置図

#### (イ) 地形及び地物の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は、「第2章 2.1.2 地象の状況」(p.64)に示すとおり、計画地の所在地である麻生区は多摩丘陵に位置しており、ほぼ全域で起伏に富んだ丘陵地形である。計画地の東側は丘陵であるが、西側は麻生川の浸食を受けた谷地となっており、更に西側は丘陵である。計画地内は谷地で、標高(T.P.)は約36~39m程度で約3mの高低差があり、計画地周辺の標高(T.P.)は約30~45m程度である。

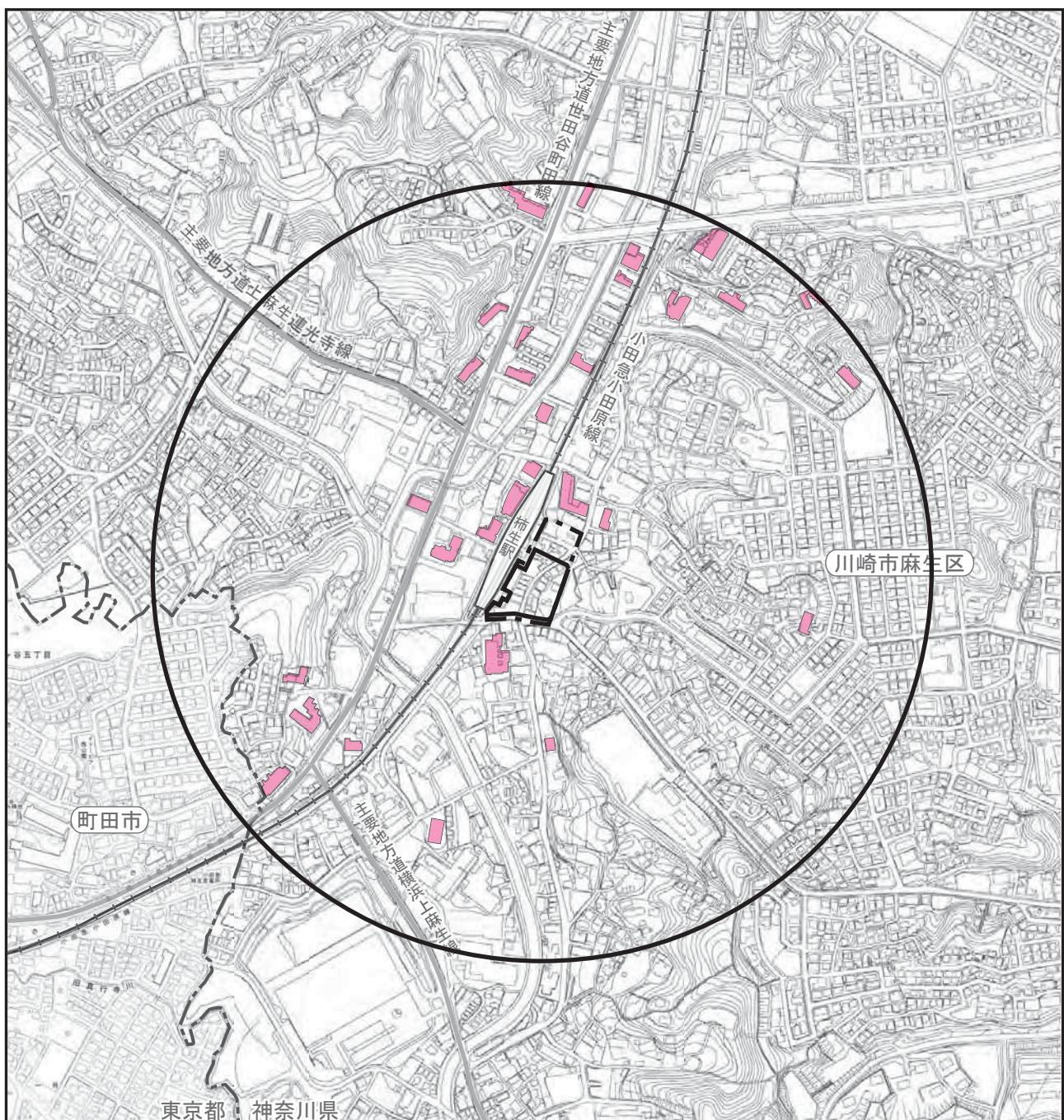
#### (ウ) 既存建物の状況

計画地周辺の既存建物の状況は、図4.5.2-2に示すとおりである。

計画地周辺は、主に戸建て住宅であるが、計画地の北側から北東側約100mに8階建て1棟、5階建て1棟、南西側約100mに7階建て1棟、柿生駅を隔て北側から北西側約90~150mに6階建て4棟の集合住宅がある。

#### (エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、「第2章 2.1.6 土地利用の状況」(p.68~73)に示すとおり、計画地及び近接地は、近隣商業地域に指定されており、計画地周辺は、西側が準住居地域、北側及び南側が第一種住居地域、東側が第一種低層住居専用地域に指定されている。



凡 例

□ : 計画地

□---□ : 関連事業区域

— : 都県界

■ : 高層建物(5~8階)

○ : 既存建物の調査範囲  
(計画地を中心とした半径約500mの範囲)



0 100 200 300m

1:8,000

図4.5.2-2 既存建物の状況図

#### (オ) 関係法令等による基準等

「建築基準法」及び「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の状況は、表 4.5.2-2 に示すとおりである。

計画地の用途地域は、近隣商業地域に指定されているが、用途地域の変更により容積率 300% となる計画であることから、計画地を含む用途地域の変更区域内は日影規制が適用されなくなる予定である。また、計画地周辺は、西側が準住居地域、北側及び南側が第一種住居地域、東側が第一種低層住居専用地域に指定されている。このうち最も日影規制の基準が厳しい第一種低層住居専用地域では、軒の高さが 7m を超える建物又は地階を除く階数が 3 以上の建物については、平均地盤面から 1.5m の高さで敷地境界線からの水平距離が 5m を超え 10m 以内の範囲は 3 時間以上、10m を超える範囲で 2 時間以上の日影を生じさせないように規制されている。

表 4.5.2-2 川崎市における日影規制の区域、日影時間の指定

対象区域	制限される 建築物	規制される時間		測定水平面 の高さ	
		規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)			
		5m を超え 10m 以内	10m を超え る		
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが 7m を 超える建築物又 は地階を除く階 数が 3 以上の建 築物	3.0 時間以上	2.0 時間以上	1.5m	
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	東横線 以西	高さが 10m を 超える建築物	3.0 時間以上	2.0 時間以上	
	東横線 以東	高さが 10m を 超える建築物	4.0 時間以上	2.5 時間以上	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	東横線 以西	高さが 10m を 超える建築物	4.0 時間以上	2.5 時間以上	
	東横線 以東	高さが 10m を 超える建築物	5.0 時間以上	3.0 時間以上	
近隣商業地域で容積率 200% の区域 準工業地域	高さが 10m を 超える建築物	5.0 時間以上	3.0 時間以上	4.0m	

注) 網掛けは、計画地周辺に適用される規制を示す。

#### (2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準に基づき、「住環境に著しい影響を与えないこと」と設定する。

### (3) 予測・評価

供用時において、以下に示す日照阻害の影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・建築物等の存在による日照阻害

#### ① 予測

##### (ア) 予測項目

予測項目は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度とした。

##### (イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地周辺において、計画建物が日影の影響を及ぼすと考えられる範囲とした。

##### (ウ) 予測時期

予測時期は、計画建物完成後の冬至日とした。

##### (エ) 予測方法

予測方法は、冬至日、真太陽時※の8時から16時における平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図を作図し、日影の影響範囲を予測した。

また、関係法令等に基づく測定水平面における等時間日影図（冬至日の平均地盤面+4m(近隣商業地域で容積率200%の区域)）も作成した。

---

※真太陽時：ある場所において太陽が真南（南中）にある時を正午としたもので、場所（経度）の違いによって中央標準時と差を生じる。

### (オ) 予測結果

計画建物による冬至日における平均地盤面±0m での時刻別日影は図 4.5.2-3 に（春秋分日、夏至日を含む時刻別日影は資料編 p.資 6-2～6-4 参照）、等時間日影は図 4.5.2-4(1)～(2)に、日影の影響を受ける建物棟数は表 4.5.2-3 に示すとおりである。冬至日の平均地盤面±0m において、日影の影響を受ける既存建物は 286 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 259 棟、1 時間以上 2 時間未満が 24 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上が 0 棟と予測する。それらの既存建物のうち、特に日影に配慮すべき施設は 7 棟と予測する。

また、計画建物の関係法令に基づく測定水平面における等時間日影図（冬至日の平均地盤面+4m）は図 4.5.2-5 に示すとおりであり、日影規制が適用される区域には及ぶことはなく、「建築基準法」及び「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足すると予測する。

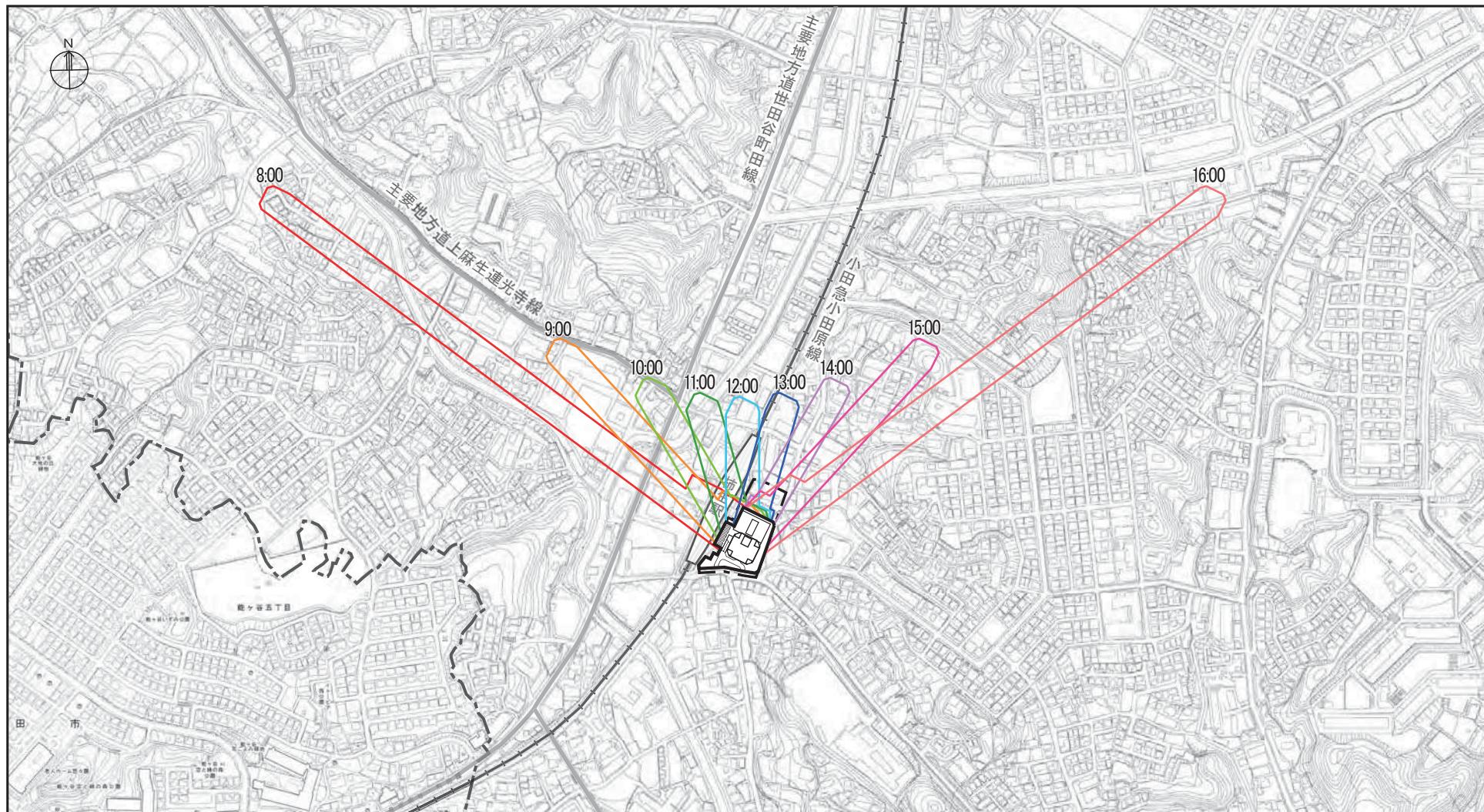
表 4.5.2-3 日影の影響を受ける既存建物

日影時間	日影の影響を受ける 建物棟数	日影の影響に特に 配慮すべき施設
1 時間未満	259 棟	柿生ルミナス保育園 くりの実保育園 どんぐり保育園 柿生小学校 柿生アルナ園 計 5 棟
1 時間以上 2 時間未満	24 棟	柿生保育園 アスク柿生保育園 計 2 棟
2 時間以上 3 時間未満	3 棟	0 棟
3 時間以上 4 時間未満	0 棟	0 棟
4 時間以上 5 時間未満	0 棟	0 棟
5 時間以上	0 棟	0 棟
合 計	286 棟	7 棟

注) 1. 冬至日、真太陽時、平均地盤面±0m

2. 建物棟数は、現地調査による。倉庫や車庫、駅舎等の付属施設は計上していない。

3. 日影の影響を受ける建物棟数には、日影の影響を受ける特に配慮すべき施設を含む。



## 凡例

■ : 計画地

— : 8:00 の日影線

— : 11:00 の日影線

— : 14:00 の日影線

■ : 関連事業区域

— : 9:00 の日影線

— : 12:00 の日影線

— : 15:00 の日影線

— : 都県界

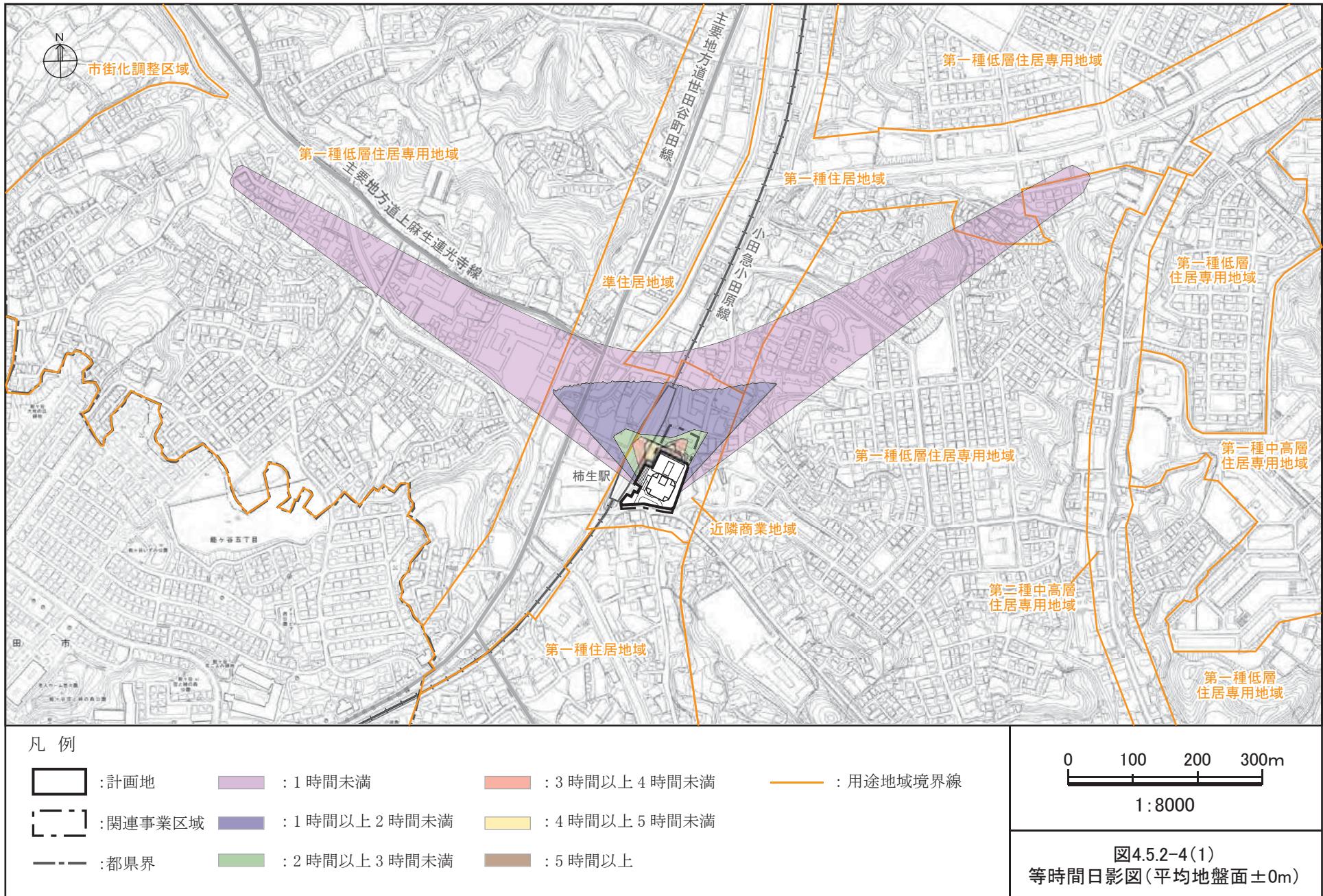
— : 10:00 の日影線

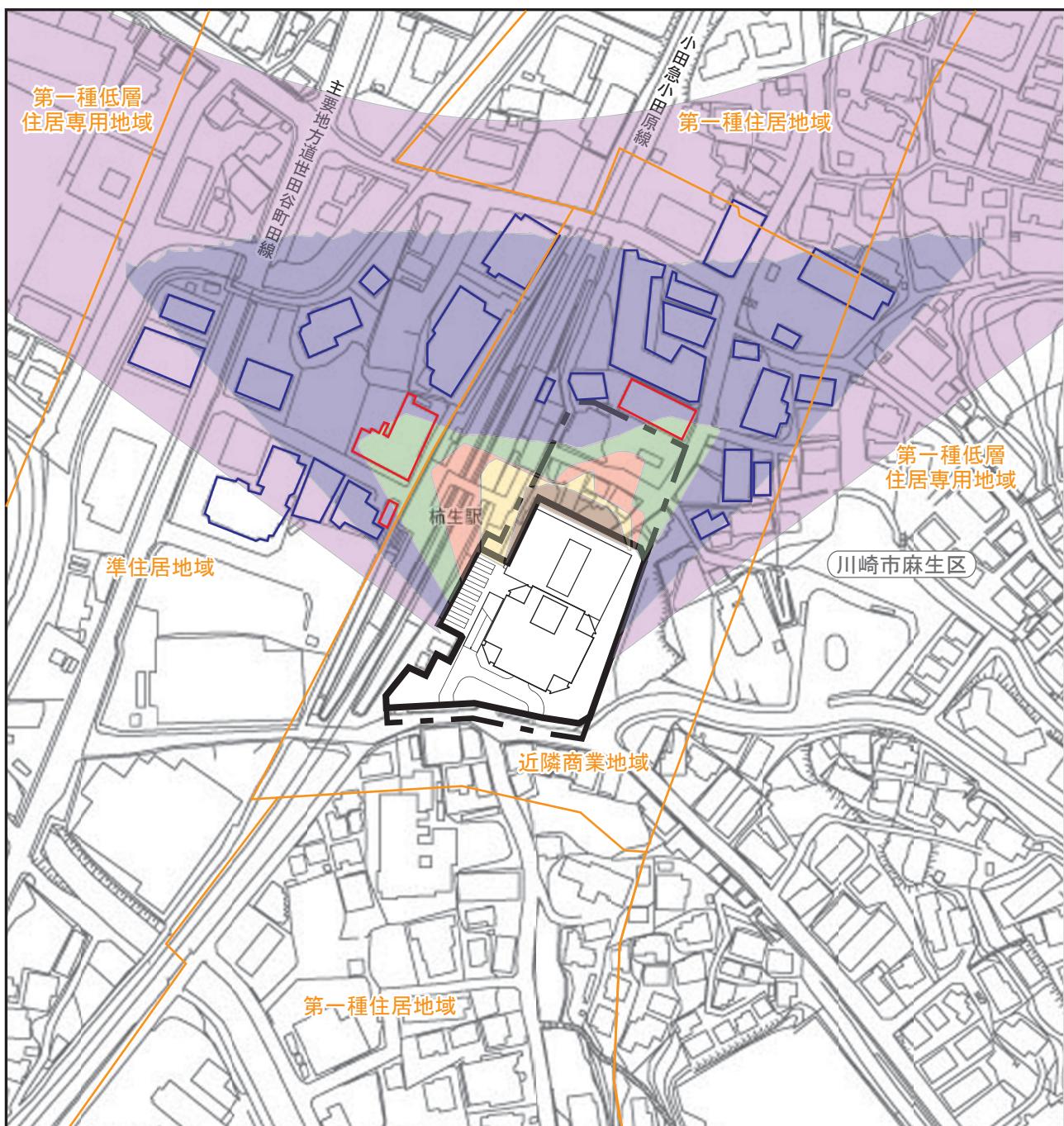
— : 13:00 の日影線

— : 16:00 の日影線

0 100 200 300m  
1:8000

図4.5.2-3 時刻別日影図





凡 例

- : 計画地

□ : 関連事業区域

■ : 日影の影響を受ける建物  
(1時間以上2時間未満)

■ : 日影の影響を受ける建物  
(2時間以上3時間未満)

— : 用途地域境界線

■ : 1時間未満

■ : 1時間以上2時間未満

■ : 2時間以上3時間未満

■ : 3時間以上4時間未満

■ : 4時間以上5時間未満

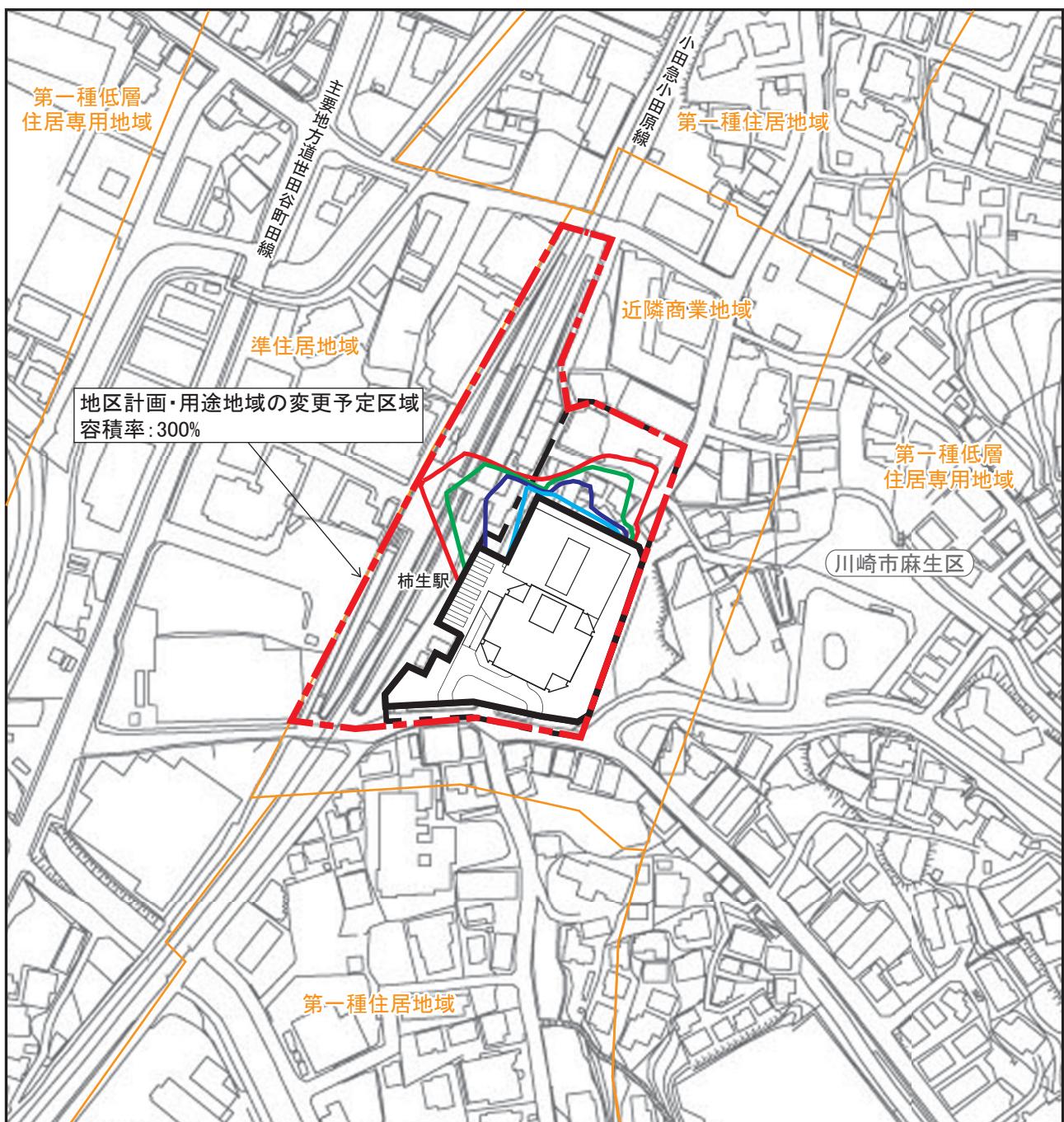
■ : 5時間以上

N

0 50 100m

1:2,500

図4.5.2-4(2) 等時間日影図(平均地盤面±0m)



#### 凡 例

  : 計画地

— : 2.5 時間線

  : 関連事業区域

— : 3 時間線

— : 4 時間線

— : 5 時間線

— : 用途地域境界線



0      50      100m

1 : 2,500

図4.5.2-5 等時間日影図(平均地盤面+4m)

## ② 環境保全のための措置

本事業においては、計画建物による日影が計画地周辺の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・日影への影響に配慮し、高層棟を計画地の南側へ、低層棟・歩道状空地を北側に配置する。

## ③ 評価

冬至日の平均地盤面±0mにおいて日影の影響を受ける既存建物は286棟であり、その内訳は、日影時間1時間未満が259棟、1時間以上2時間未満が24棟、2時間以上3時間未満が3棟、3時間以上が0棟と予測した。それらの既存建物のうち、特に配慮すべき施設は7棟と予測した。

また、「建築基準法」及び「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足すると予測した。

本事業の実施においては、計画建物による日影が近隣住宅の住環境に及ぼす影響の低減を図るために、日影への影響に配慮し、高層棟を計画地の南側へ配置する環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施に伴う計画建物の日影は、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えるないと評価する。